

香取広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

令和5年3月22日

条例第6号

香取広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年香取広域市町村圏事務組合条例第18号）の全部を改正する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定による人事行政の運営等の状況の公表については、香取市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年香取市条例第25号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。